

平成22年4月三木市教育委員会（定例会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成22年4月23日（金）午後3時00分
- 2 閉 会 平成22年4月23日（金）午後4時30分

◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 前回会議録の承認
- 4 審議事項
報告第1号 専決処分について（三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について）
報告第2号 専決処分について（三木市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について）
報告第3号 専決処分について（三木市体育指導委員の委嘱について）
報告第4号 専決処分について（三木市青少年補導委員の委嘱について）
- 5 その他
- 6 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	清 水	里 子
	2番	教育委員長職務代行者	里 見	俊 實
	3番	教 育 委 員	稻 見	秀 穂
	5番	教育委員（教育長）	松 本	明 紀
	事務局		教 育 部 長	篠 原
		教育部政策主幹	告 野	幹 也
		教育総務課長	清 水	正 則
		教育環境整備課長	井 上	博 務

学 校 教 育 課 長	穂 積 正 則
文化スポーツ振興課長	松 村 正 和
教育センター所長	梶 本 佳 照
図 書 館 長	近 藤 昌 樹
教育総務課課長補佐	稲 岡 孝
教 育 総 務 課	西未路 雅 恵

傍 聴 者 1 人

◇ 会議内容

清水委員長が傍聴を許可し、傍聴者が入場した。

1 開 会

清水委員長が、平成22年4月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

清水委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、里見委員長職務代行者と稲見委員を指名した。

3 前回会議録の承認

清水委員長が、平成22年3月定例会及び平成22年3月臨時会の会議録の承認について諮り、承認された。

4 審議事項

清水委員長が、開催告示後に報告第4号を追加した旨を報告した。

清水委員長が報告第3号及び報告第4号は附属機関等の委員等の委嘱に関する議題であることから、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、それぞれ秘密会として審議することについて諮り、全員一致で同意された。

次に、清水委員長が、日程の順序について、日程第4の審議事項中、報告第1号及び報告第2号を一括して審議した後、日程第

5のその他の協議等を行い、その後に、秘密会として報告第3号及び報告第4号を一括審議することについて諮り、全員一致で同意された。

【報告第1号】専決処分について（三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について）

○ 清水教育総務課長が、次のように説明した。

当議題は、3月に開催した2度の臨時会において協議いただいた教育委員会事務局組織の改正内容について規則上の整理を行ったものである。

規則改正内容の主なものは、事務局内部組織を教育総務部教育政策課、同教育総務課、同教育環境整備課、教育振興部学校教育課、同生涯学習課、同文化スポーツ振興課の2部6課制から、教育部教育総務課、同教育環境整備課、同学校教育課、同文化スポーツ振興課の1部4課制に変更したことである。

これに伴い、「教育総務部長」を「教育部長」に改めるとともに、政策主幹を配置したことに伴う規定の整理を行った。

また、廃止になった教育政策課が分掌していた事務のうち教育行政に係る企画・総合調整、危機管理、就学前乳幼児育成環境整備等を教育総務課に、学校（園）の設置・廃止、校区の設定・変更等を学校教育課に割り振るとともに、同じく生涯学習課が分掌していた事務のうち生涯学習・社会教育関係を教育総務課に、青少年健全育成関係を学校教育課に、図書館、成人式関係を文化スポーツ振興課に割り振る変更を行ったところである。

併せて、この規則の附則で、①三木市教育委員会所管の庁舎等火気取締に関する規則、②三木市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する市費支弁職員の任用に関する規則、③三木市教育委員会公印規則、④三木市教育委員会職員懲戒審査委員会規則のそれぞれ一部を、組織及び補職名等の変更等に伴い改正するとともに、用語等の整理を行ったものである。

なお、これらの規則は、平成22年4月1日から施行し

ている。

【報告第2号】専決処分について（三木市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について）

- 清水教育総務課長が、次のように説明した。

当議題も報告第1号同様、教育委員会事務局組織改正に伴い訓令の改正を行ったものである。

改正の主な内容は、先に説明した生涯学習課の廃止により教育総務課が分掌することになった生涯学習・社会教育関係の事務及び①市立公民館、②三木南交流センター、③まなびの郷みずほ、④別所ふるさと交流館、⑤吉川体育館、⑥三木コミュニティスポーツセンターに係る事務を市長部局の職員が補助執行するための規則の整理を行ったものである。

この訓令改正により生涯学習・社会教育関係の事務等についての総括的な部分は教育委員会に残しながら、日常の業務については、市長部局の市民ふれあい部市民協働課において処理することとなる。

併せて、この訓令の附則において、①三木市教育委員会課長会議規程、②教育委員会文書取扱規程、③三木市立学校職員安全衛生管理規程のそれぞれ一部を組織及び補職名等の変更等に伴い改正したものである。

（委員）組織改正というのは非常に重要な案件であるので、2度の協議があったとはいえ、決定後に専決処分の報告をいただくのではなく、決定前に議案として提案いただき、我々教育委員が議論する場を設けていただきたかった。このことについて、どのように考えられるか。

（事務局）このたびは、4月1日から新しい組織で事務局を運営する必要上、専決処分をさせていただいたが、委員の仰ることはもっともであり、以後、委員の意見を重要視して対応させていただく。

(委員)

これまで、生涯学習課に位置づけられていた青少年団体の指導育成や青少年の野外活動、みきっ子未来応援協議会家庭教育部会、同青少年部会、青少年センター等の青少年に係る具体的な事務はどこが所管するのか。

(事務局) 青少年センターについては、これまでから、教育センター条例の中で位置づけられていることから、あえて規定しないこととした。

また、みきっ子未来応援協議会の家庭教育部会については、市民協働課が所管することとなった。

その他は青少年教育及び青少年の健全育成に係る企画、調整及び調査研究として学校教育課に位置づけた。このことにより、みきっ子未来応援協議会の青少年部会も学校教育課が所管することとなる。

(委員) 学校教育課が分掌する事務の表現はいささか抽象的である。具体的な事務をどこが所管するのか明確にしておく必要がある。

また、企画、調整といった表現だけでは教育委員会は具体的なことは行わないと受け取れる。

ここは大事な部分であると考えてるので、整理しておいていただきたい。

教育総務課が新たに所管することになる生涯学習、社会教育関連の事務に関しても、補助執行の規程との関係で少し分かり難いため、これも併せて整理をしていただきたい。

これらの部分について、教育委員会が主体的に関わり総括していることが読み取り難い。教育委員会が総括して企画し、結果を分析して次の施策に生かしていくという、教育委員会の主体性が現れるような書き方になればよかったという思いがある。

補助執行に関する具体的な対応方法についての考え方を聴かせていただきたい。

(事務局) 例えば、三木市の教育の基本方針の策定に当っては

教育委員会がリーダーシップをとりながら進めていく。今年度の基本方針を策定するときも、昨年度、既に移管していた人権教育部分について、人権推進課と連携をとりながら進めた。

来年度以降の策定に際しては、市民ふれあい部の担当者も加えて編集会議を開くなどの方法で対応していきたいと考えている。

そのほか、市民ふれあい部に補助執行させる社会教育関係業務の進捗状況について報告を受け、双方で調整をしながら業務を進め、教育委員会にも報告をして、委員の御意見をお伺いしたいと考えている。

(事務局) そのほか、例えば公民館の館長会議に教育委員会から出席し、状況の把握を行うほか、必要に応じた連絡調整を密に行うこととしている。

(委員) そうした対応内容の整理については、規則等の中では規定せず、共通理解といった形になるのか。

そうしたことを明確に規定しておく必要はないのか。

(委員) 今、仰られたようなことが、実際に行われたいけない。それぞれが勝手に思っているだけでは駄目なので、そうするためには、文章で整理し、人の異動があっても組織がうまく機能し、市民サービスに影響が生じないようにする必要がある。

教育委員会、市長部局という垣根を越えて三木市としてうまく機能するように、両部局で調整をしておいていただきたい。

(事務局) 教育委員会と市長部局で協議して、これらの規則等とは別に文書化したものにしたい。

なお、このたびの規則等については、規定すべき内容、形式は整っていると考えるが、今後、誰もが分かり易いものになるよう改善していきたいと思う。

清水委員長が、報告第1号及び報告第2号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

5 その他

(1) 協議事項

なし

(2) 報告事項

ア 平成22年度の教育委員会事務局の組織について

○ 清水教育総務課長が次のように報告した。

教育政策課を教育総務課に統合し、生涯学習課を廃止したことに伴い、教育総務課、教育環境整備課、学校教育課、文化スポーツ振興課の4課になった。

課内のグループ、教育施設等の主な変更部分は、教育政策課にあった企画・就学前教育グループが教育総務課に移り、当該グループの業務に社会教育関係の基本方針の策定、実施状況の把握等が加わった。

青少年センターが生涯学習課から学校教育課の所管施設に移った。

また、文化スポーツ振興課では、文化財グループと文化芸術グループを統合して文化振興グループに改めたほか、図書館が生涯学習課から移管された。

イ 三木市放課後児童健全育成（アフタースクール）事業実施要項の一部改正について

○ 清水教育総務課長が次のように報告した。

改正の主な内容は、一部事業所の分割と入所定員の見直しである。

三木アフタースクールの入所児童数の増加に伴い、現行の1事業所を2事業所に分割し、それぞれ、三木第1アフタースクール、定員45人、三木第2アフタースクール、定員30人に改めた。

また、緑が丘東アフタースクールでは、床面積に応じ、第1アフタースクール、定員30人、第2アフタースクール、定員45人に、それぞれ改めた。

ウ 学校教育課の主要事業等について

○ 穂積学校教育課長が次のように報告した。

4月14日に、第1回の定例校園長会を開催し、昨年度の生徒指導のまとめ、今年度の不登校対策、小中連携、三木市教育の基本方針等について説明したほか、平成21年度の基礎学力定着化事業の結果について報告し、今年度の改善について指示を行った。

また、学校主要行事については、4月7日に着任式・始業式を行ったほか、4月8日に中学校・特別支援学校入学式、9日に小学校入学式、12日に幼稚園入園式を、13日に離任式を執り行った。そのほか、20日に全国学力・学習状況調査を実施し、21日に小・中・特別支援学校の教科・教科外研修部会を開催した。

今後の予定については、5月7日に第2回定例校園長会を開催する予定である。

エ 三木市立中学校生徒による下校途中における自転車追突事故について

○ 穂積学校教育課長が次のように報告した。

まずもって、お亡くなりになられた被害者の御冥福をお祈りします。

事故の経緯は、4月19日、月曜日13時10分頃に神戸電鉄恵比須駅の東側の歩道で、中学生が運転する自転車と女性が衝突し、転倒した女性が頭などを打ち、病院に搬送され、緊急手術を受けたが20日未明にお亡くなりになられたというものである。

入学式以後、数回にわたり交通安全等について指導を行っており、特に9日には全校生徒に対し安全運転、交通ルールの遵守等の指導、また、12日、13日には新入学生を対象に安全指導等を行っていたが、このような残念な結果になってしまったものである。

学校では、救急搬送から事故報告を受けて、被害者、警察、保護者、生徒への対応を行ったほか、20日には、臨時の全体集会を開催して、校長から全校生に交通安全の徹

底を指導し、併せて事故を起こした生徒へのフォローと心のケア等を行った。また、21日夜には、PTA評議員会において経過と学校の今後の対応について説明し、本日、1校時に、全校集会で交通安全と命の大切さ等について校長から再度周知するとともに、各学級でも重ねて指導を行った。

市教育委員会では、事故報告を受けた直後に、指導主事を学校に派遣して、今後の対応について協議し、指示を出すとともに、20日には各学校園に「自転車の利用者に対するルールの遵守と安全運転の励行」について通知を出したほか、当該生徒及び周辺生徒の心のケアを図るために、学校教育課所属のスーパーカウンセラーを派遣した。

今後の取組については、当該生徒及び周辺生徒の心のケアを図るとともに、当該校区を中心とした巡回パトロールの実施、自転車教室の開催、命の大切さを実感し人を思いやる心の教育に取り組むとともに、再発防止に向けた指導の徹底を図ることとしている。

また、学校では、本日19時から保護者会を開催する予定であり、教育委員会事務局からも出席して、保護者等の意見をお聴きし、今後の対策に生かしたいと考えている。

オ 教育センター及び青少年センターの主要事業等について

○ 梶本教育センター所長が次のように報告した。

(ア) 教育センターの主要事業

3月25日に学校図書館蔵書管理システムの年度移行に伴う研修会を、また、4月5日には、学校保健情報システム研修会を教職員、担当者を対象に実施した。

3月の青少年悩みの相談については、電話12件、面接92件の合計104件であった。

適応教室校外学習として、5月8日に甲子園球場でプロ野球を観戦する。これは、兵庫教育大学が実施する、学生参加による不登校支援ネットワーク「NANAつくす」を通じて阪神タイガースの藤川シートが無償提供される事業を活用して実施するものである。

(イ) 青少年センターの主要事業

4月11日の金剛寺春祭りに当たり、補導委員2班が特別巡回を行った。

また、先程報告のあった中学生の自転車事故を受け、集中的な巡回パトロールを実施している。

カ 文化スポーツ振興課の主要事業等について

○ 松村文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

第12回アートフェス公募展を4月20日から5月5日までの間、市立堀光美術館で開催している。当公募展は別所公春まつり協賛事業であり、5月5日に表彰式を行う。

ふれあいスポーツデーを5月3日に、三木山ホースランドパークで実施する。内容は、宝探しハイキング、ニュースポーツチャレンジを計画している。

また、埋蔵文化財の展示公開を5月5日に、旧上の丸庁舎内の埋蔵文化財展示室で開催する予定である。市内から出土した遺物等の埋蔵文化財を展示公開するものであり、別所公春まつりの協賛事業である。

キ 市立図書館の利用状況等について

○ 近藤図書館長が次のように報告した。

平成21年度の市立図書館全館の貸出冊数は55万7,138冊となり、前年度比19パーセントの増となった。

利用者数では、吉川図書館で、オープン後の12月以降、2,000人を超える利用があり、前年同期間比で約4.4倍と大きく伸びている。上の丸にある三木市立図書館でも、前年度比1.21倍の伸びとなった。

居住地域（小学校区単位）別の利用者一人当たり貸出数では、みなぎ台にお住まいの方が9.13冊で市内で一番多く利用されているという結果となった。

また、吉川図書館利用者の居住地域（小学校区単位）別統計から、吉川町内の利用者が大きく増えたことはもちろんであるが、口吉川町の利用者も前年度比3.8倍と大きく伸びている。

年代別の利用状況では、特に吉川図書館において、30歳以上の男性利用者の伸びが大きいことが特徴的である。

(委員) 図書館の利用が増えていることは、楽しみである。

(委員) 図書館の利用が増加していることは、本当に良かったと思う。こうした良いニュースは積極的に情報発信してほしい。

(3) 次回定例教育委員会の開催日時について

清水委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、平成22年5月19日(水曜日)、午後2時から開催することを決定した。

6 審議事項(秘密会)

清水委員長が報告第3号及び報告第4号を秘密会により審議することを告げ、傍聴者が退場した。

【報告第3号】専決処分について(三木市体育指導委員の委嘱について)

- 松村文化スポーツ振興課長が、次のように説明した。
体育指導委員35人を、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものである。
各委員は、競技団体、自治会又はスポーツ少年団等から、それぞれ推薦をいただいた方々である。

【報告第4号】専決処分について(三木市青少年補導委員の委嘱について)

- 梶本教育センター所長が、次のように説明した。
青少年補導委員148人を、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものである。
各委員は、自治会等から推薦をいただいた方々である。
一部未定の委員があるが、今後決定しだい順次報告させていただきます。

本議案は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、審議内容については記載しない。

清水委員長が、報告第3号及び報告第4号について一括して採決を行うことについて諮り、全員一致で承認された。

清水委員長が、報告第3号及び報告第4号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

7 閉 会

清水委員長が、平成22年4月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。